

令和3年度税制改正について (電子帳簿保存法)

電子帳簿等保存制度の見直し（令和3年度改正）

○ 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、**帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化**（令和4年1月1日以後適用）。

改正前

帳簿等

電子帳簿等保存



税務署長の事前承認が必要

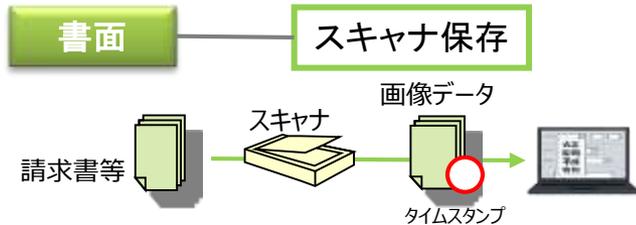
検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフトの利用企業は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。）も、**電子データのまま保存することが可能**。
- ✓ 信頼性の高い電子帳簿（優良な電子帳簿）については、**インセンティブにより差別化**（過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除10万円上乘せして65万円）。

改正前

受領する請求書等



税務署長の事前承認が必要

- ・ 紙原本による確認が必要のため、その処理のために出勤が必要
- ・ 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難

電子データ 電子取引に係るデータ保存



保存データに対する高度な検索機能を確保できず、その場合は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ **紙原本による確認の不要化**（スキャン後直ちに原本の廃棄が可能）。
- ✓ **電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算**。
- ✓ タイムスタンプ付与までの期間を**最長約2カ月以内に統一**。
- ✓ 検索要件について、「**日付、金額、取引先**」に**限定**するとともに、**一定の小規模事業者については不要化**。

電子帳簿等保存制度の利用状況と記帳の実態

- 電子帳簿等保存制度については、手続負担やコストの問題もあって20万件程度の利用に止まり、特に中小企業・個人事業者の利用は低調。
- その一方で、実態としては中小事業者(個人を含む)でも多くは経理事務においてパソコンを利用しているが、電子帳簿保存法の要件を満たすことができず、結局、印刷して「電子的に作成された紙の帳簿」として保存しているのが実情(言い換えれば、要件を満たさない電子帳簿も、「電子的に作成された紙の帳簿」として存在しているのが実情)。
- 事業者サイドには、感染症防止対策の観点からもデジタル化の機運が高まる中で、バックオフィスの効率化やテレワーク促進等のために電子帳簿保存法の要件の抜本的見直しを求める声が存在。
- また、「電子的に作成された紙の帳簿」が不正防止の点で有効に機能しているわけでもなく、それが電子データのまま保存されたとしても、適正な税務執行の面で現状と比べ大きな支障が生ずることはない。
むしろ、個人事業者については、現状、その7割が簡易簿記(単式簿記、現金主義)や白色申告であり、電子帳簿保存のハードルが下がることで、それらの者が手間・費用をかけずに正規簿記に移行していくことが期待できる。
- その上で、事後検証可能性の高い現行の電子帳簿については、いわば経理誤りを是正しやすい環境を自ら整えているものといえる。このため、課税情報を自ら提出する調書と同等の優遇措置を設けて他の電子帳簿との差別化を図り、その普及を進めていくとともに、今後、中期的に記帳水準の向上に取り組んでいくことが、適正執行の確保につながる。

○ 電子帳簿等保存制度の利用状況

納税者数(個人・法人)	承認件数(注1)
838.3万件	27.2万件

○ 経理事務の電子化の実態(注2)

	経理等の事務でのパソコンの利用率	会計ソフト・クラウド会計の利用率
個人	61.7%	左記のうち 75.4%
法人	97.3%	N/A

○ 個人事業者の申告状況(注3)

青色申告		白色申告
正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(※))	
29.7%	30.3%	40.0%

(※)事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

○ 課税情報を自ら提出する既存の制度の例

例えば自己の国外財産を申告する調書制度では、申告した財産に関して申告漏れがあった場合、過少申告加算税が5%軽減される。

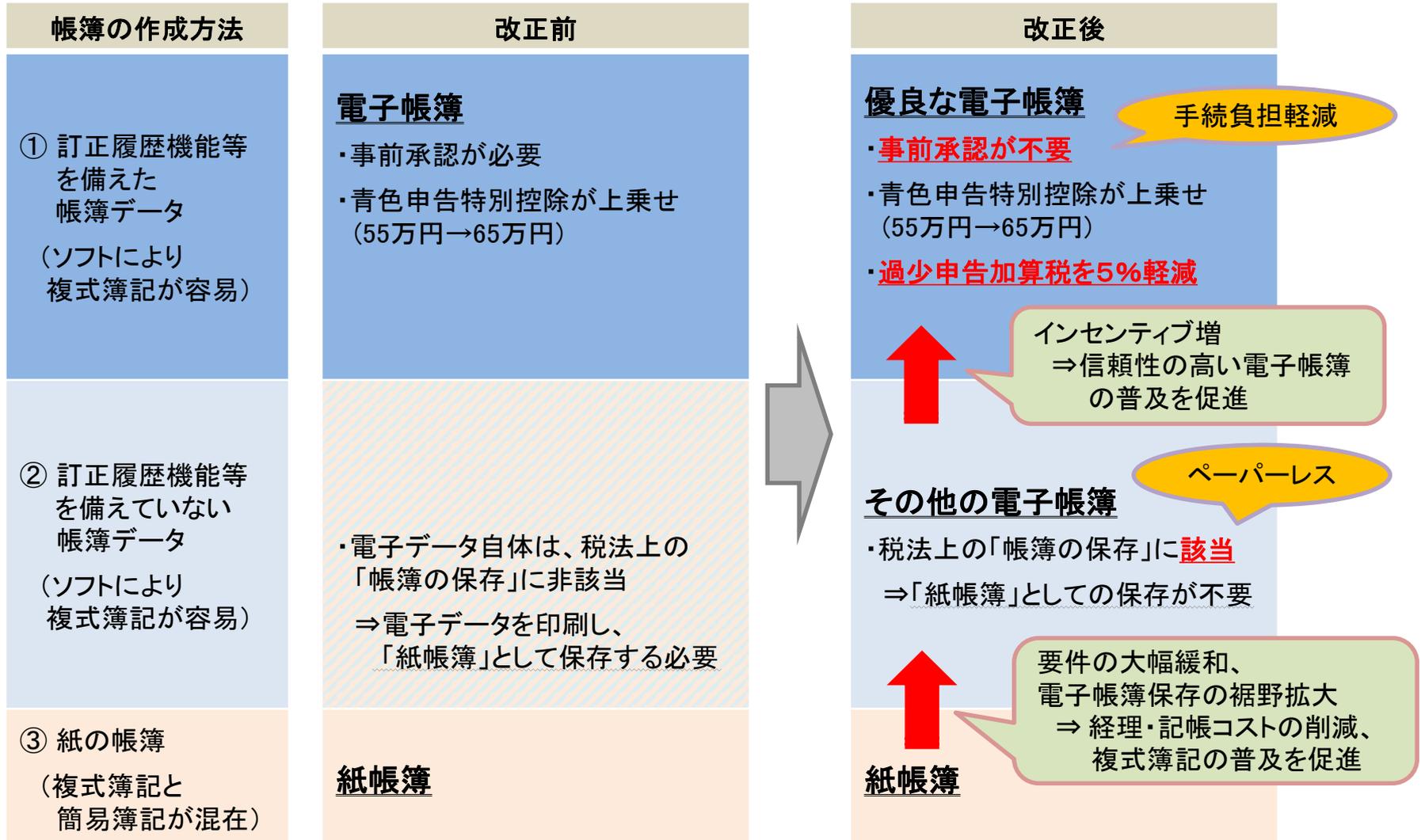
(注1) 令和2年6月末の累計承認件数。1者で複数件の承認が行われることもあることに留意。

(注2) 出所: 中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究 報告書(中小企業庁委託調査 平成30年度(個人)・令和元年度(法人))

(注3) 出所: 政府税制調査会 第三回納税環境整備に関する専門家会合 財務省説明資料

電子帳簿等保存制度の見直しのイメージ

○ 制度の抜本の見直しを通じて電子帳簿の普及を促進し、記帳水準の向上に資することで、適正申告の確保や税務行政の効率化を図る。



電子帳簿等保存制度の見直し（令和3年度改正）

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する観点から以下の見直しを行う(令和4年1月1日以後適用)。

(1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	○ 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、 <u>事前に税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
②	○ 電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ モニター、説明書等を備え付けること	○ 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿 ^(※1) について改正前の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、 <u>その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する</u> ^(※2) 。 <small>(※1) 所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とする。 (※2) ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税対象が含まれる場合には軽減しない。</small>
③	○ ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、 <u>紙を印刷して保存</u> 。	○ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（改正前のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件）の満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）についても、 <u>電子データのまま保存することを可能とする</u> （紙を印刷しての保存は不要）。

○ 青色申告特別控除の取扱い【改正前の青色申告特別控除制度】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①電子帳簿保存又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円

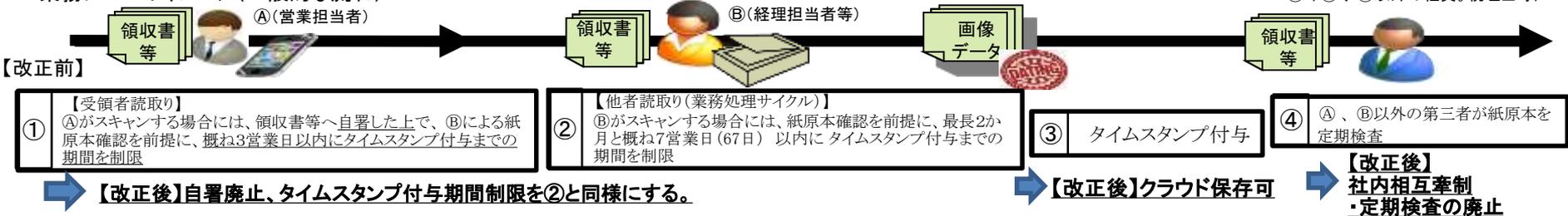
【改正後】上記の電子帳簿等保存制度の改正後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されない。※貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要

(2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度(スキャナ保存制度)については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

改正前	改正後
① ○ 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に税務署長の承認が必要。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 (※)要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない(有恕あり)取扱いとする。
② ○ 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 ・領収書には受領者が自署 ・経理担当者がスキャンする場合は最長約2ヶ月以内にタイムスタンプを付与(営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内) ・紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を社内や税理士等がチェック(社内相互牽制・定期検査)	・領収書への自署は廃止 ・タイムスタンプ付与までの期間は最長約2ヶ月以内に統一(電子取引も同様) ・訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化 ・紙の原本とスキャナ画像との同一性チェック(社内相互牽制・定期検査)は不要化
③ ○ 改正前の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない(例:定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない)。	○ 要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、 <u>加重算税を10%加重</u> (電子取引についても同様)。

≪業務フローのイメージ(一般的な流れ)≫



(3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

【改正前】電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定、③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定

【改正後】・①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定する

・保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件を不要とする(電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様)。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件を不要とする。

(注)上記の改正と併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、改正前は、電子データを書面で出力して保存することが認められていたが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない(有恕あり)こととする。